

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和元年7月11日(木) 午前9時30分
2. 開催場所 瀬戸内市中央公民館 1階 多目的ホール
3. 農業委員 10名中10名出席し、その氏名は次のとおり
太 田 修 尾 上 昭 則 野 田 稔 由 喜 門 尊
藤 原 由 果 木 下 泉 石 黒 五 月 大 森 茂 利
久 山 英 之 藤 澤 美 芳
4. 農地利用最適化推進委員
山 本 満 政 服 部 千 敏 松 本 英 樹 山 本 和 博
山 崎 徹 立 岡 元 岡 崎 浩 田 中 伸 五
梶 原 太 郎 原 田 敏 一 鷹 取 美 春 大 森 幹 男
福 池 正 美 藤 原 和 正 射 越 誠 一 山 本 祐 章
茂 成 和 延
5. 欠席委員
松 尾 頼 男
三 浦 義 弘
6. 議事に参与した者
事務局長 服部 博昭
事務局 蒲 直之
事務局 溝邊 和典
7. 議事内容
報 告 事 項 農地法許可に係る専決処分について
第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第4条許可申請について
第3号議案 農地法第5条許可申請について
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)
そ の 他

- 事務局長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和元年度瀬戸内市農業委員会、第4回の総会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、木下会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） おはようございます。暑さが厳しいこの時期にご出席いただきありがとうございます。本日も複数案件がございますので適正なる審査、ご意見のほどよろしく申し上げます。
- 事務局長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数10名のうち10名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしく申し上げます。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに大森委員、久山委員、よろしく申し上げます。
早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、報告事項、農地法許可に係る専決処分について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、本日の議案の説明に入らせて頂きます。
議案資料1ページをご覧ください。農地法許可に係る専決処分についてでございます。令和元年度瀬戸内市農業委員会第3回総会で転用許可と議決されました、上段の株式会社想コーポレーション1件、下段の3番案件、有限会社アジアホーム1件、合計2件の農地法第5条許可申請につきまして、開発案件でありましたが、令和元年6月21日付けで瀬戸内市開発協議会から承諾を得ましたので、上段の1件は同日の21日付けで許可しております。また下段の1件につきましては、転用面積が3,000平方メートルを超えておりましたので、岡山県農業会議に諮問したところ、令和元年6月28日付けで許可が適当であるとの意見答申を受けました。下段の1番、2番案件は3番案件の関連事業となっておりますので、下段の3件は、いずれも28日付けで許可しておりますことを報告したものであります。
以上で事務局からの説明を終わります。
- 議長 はい、ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
（意見なし）
- 議長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、報告承認とさせていただきます。
それでは続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案資料の2頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。

【1 番案件】

譲受人「邑久町向山■■■■■■ ■■■■ ■■■ ■■」。譲渡人「邑久町向山■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「邑久町向山248-2」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,852㎡。譲受人の農地までの距離は300m。耕作面積は16,120㎡となっております。家族数は3名、耕作者数は1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲受人の「■■■■■」さんが「田」として管理しており、今後も同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の岡崎委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2 番案件】

譲受人「邑久町本庄■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■■■ ■■」。譲渡人「邑久町本庄■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■ ■■」。農地の所在地は「邑久町本庄5357」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は4,756㎡。譲受人の農地までの距離は300m。耕作面積は3,075㎡となっております。家族数は2名、耕作者数は1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手

方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで別の方が耕作されていましたが、今後は、譲受人の「■■■ ■■■」さんが引き続き「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の梶原委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【3番案件】

譲受人「邑久町本庄■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。譲渡人「岡山市中区長利■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■」。農地の所在地は「邑久町本庄2895」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は276㎡。「邑久町本庄2953-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は711㎡。「邑久町本庄3101-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は366㎡。

「邑久町本庄5077-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は3,470㎡。「邑久町本庄5077-2」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は95㎡。「邑久町本庄5433」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は604㎡。「邑久町本庄5441」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,349㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は7,270㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「共有物分割」によ

るもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲受人の「■■■ ■■■」さんが「畑」及び「田」として管理しており、今後も同様に「畑」及び「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の梶原委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【4番案件】

譲受人「長船町飯井■■■■■■ ■■■■■ ■■■ ■■■■■■■」。

譲渡人「長船町飯井■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。

農地の所在地は「長船町飯井1117」。登記、現況地目はいずれも

「畑」。面積は601㎡。譲渡人「長船町飯井■■■■■■ ■■■■■■

■■ ■■■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町飯井1118」。登記、

現況地目はいずれも「畑」。面積は431㎡。譲受人の農地までの距離

は350m。耕作面積は6,056㎡となっております。家族数、

耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理

由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもの

で、■■■さんの案件は10aあたり■■■、■■■さんの案件は10aあ

たり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作

の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■ ■■」さん、「■■ ■■」さんが「畑」として管理しており、今後は譲受人の「■■■■」さんが同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の福池委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【5番案件】

譲受人「長船町飯井■■■■■■■■ ■■■■■■■ ■■■ ■■」。

譲渡人「長船町飯井■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■■■■ ■■」。農地の所在地は「長船町飯井400-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は892㎡。「長船町飯井429-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は797㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は49,048㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■ ■■」さんが「田」として管理しており、今後は譲受人の「■■■■■■■■」さんが同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の福池委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【6番案件】

譲受人「長船町八日市■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。
譲渡人「長船町服部■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「長船町八日市118-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,449㎡。譲受人の農地までの距離は300m。耕作面積は6,122㎡となっております。家族数は3名、耕作者数は1名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■ ■■」さんが「田」として管理しており、今後は譲受人の「■■ ■■」さんが同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じない

ものと考えられます。なお、事務局と担当委員の山本委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、岡崎委員、お願いします。

岡崎委員 1番案件について、申請地は譲受人の■■■■さんが耕作をされており、今後も引き続き田として耕作をするということで特に周辺農地への問題もないと思われま。ご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、2番、3番案件について、梶原委員、お願いします。

梶原委員 まず、2番案件について説明します。申請地はこれまで別の方が耕作をしていましたが、今後は譲受人の■■さんが田として耕作をされるということです。

次に3番案件ですが、これまで譲受人の■■さんが耕作をされていましたが、譲渡人の■■さんが申請地の所有権の3分の1を持っていたので、それを■■さんに移して全て■■さんの名義にするということで特に問題はないと思います。ご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、4番、5番案件について、福池委員、お願いします。

福池委員 4番、5番案件について説明します。どちらの案件についても、譲渡人が高齢になり管理が難しくなったということで、譲受人と話がまとまり申請に至りました。今後は、譲受人がそれぞれ畑、田として耕作を行うということで、周辺農地への問題もないと思われま。ご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、6番案件について、山本委員、お願いします。

山本委員 譲受人、譲渡人は親戚関係で、譲渡人の■■■■さんが申請地の管理が難しくなってきたということで、譲受人の■■■■さんが今後は田として耕作をしていくということで、特に問題はないと思われま。ご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案資料3頁目をご覧ください。第2号議案農地法第4条許可申請についてご説明いたします。

【1番案件】

申請人「岡山市東区中川町■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「牛窓町鹿忍820-3」。地目は「畑」。面積は324㎡。「牛窓町鹿忍840-1」。地目は「畑」。面積は617㎡。転用目的は「農地改良」。農地区分は第2種農地で普通畑。資金については、後ほど担当の松本委員より説明があると思われませんが、施工主負担で■■■。隣地への被害はありません。なお、一時転用申請によるもので、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料5ページをご覧ください。瀬戸内市立牛窓西小学校から南へ約720mのところ

に位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、松本委員、お願いします。

松本委員 1番案件についてご説明させていただきます。申請地は、■■■■の所有するペンション跡地の水没地に隣接しています。申請地である畑にも海水が浸入しており、畑として使用できない状態になっています。そこで■■■■側が費用を負担し、申請地を農地に復旧することで、申請地の脇に海水の侵入を防ぐ堤防を建設し、農地に土を搬入し畑に再生する計画です。農地へ戻すための一時転用申請ですので、何ら問題はないと思われれます。ご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第2号議案農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。

- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして2番案件について、藤原委員、お願いします。
- 藤原委員 2番案件についてご説明します。借人と貸人は親子の関係で、現在は貸人であるお父さんの自宅で一緒に住まわれていますが、このたび新しく借人の自宅を建築するということで、お父さんと話がまとまり申請に至りました。排水先等も確認しましたが周辺農地への影響もなく、特に問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいいたします。
- (意見なし)
- それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。
- (全員賛同の声)
- それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第3号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料4頁目をご覧ください。
【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】
- 議 長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいいたします。
- (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。
- 事 務 局 本日追加資料で配布しております、農地利用状況調査実施要領をご覧ください。(資料に沿って説明)
また、今後の予定でございますが、8月総会は、8月9日金曜日に予定しており、9月総会は、9月12日木曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいいたします。
- 議 長 他にご意見・ご質問はありませんか。

それではご意見もないようですので、これもちまして、令和元年度
7月の総会を閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。

(午前10時18分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印
する。

令和元年7月11日

議 長

署名委員

署名委員